

# 小瀬桜まつりグルメパーク出店に関する留意事項

本留意事項は、「桜まつりグルメパーク出店募集要項」（以下「募集要項」という。）と一体のものとして取り扱う。

出店者は、本留意事項の内容を十分に理解し、これを遵守すること。

## 1 業務分担

本協会と出店業者の業務分担は次のとおりとする。

### (1) 本協会

- ① 小瀬桜まつりグルメパークの広報
- ② 出店に伴う行政手続き（行政財産使用料の支払い含む）
- ③ グルメパーク全体のゴミコンテナの設置
- ④ 各出店業者用のゴミ箱、ゴミ袋（90リットル）の支給

### (2) 出店業者

- ① 売店の運営
- ② 販売員の確保及び販売指導等
- ③ 売店商品の仕入及び品質・衛生管理
- ④ 調理に必要な器具の準備、点検、保管
- ⑤ 発電機、発電機用燃料の準備、補給及び保管
- ⑥ 各出店業者用ゴミ箱のゴミ処理（ゴミコンテナへ運搬）及び周辺の清掃

## 2 留意事項

### (1) 運営事務

- ① 開催日は全日程、全営業時間に出店すること。
- ② 出店業者の都合による欠席は認めない。
- ③ 販売員に発熱、風邪症状、下痢、嘔吐その他感染症等の疑いが認められた場合は、直ちに本協会に報告し、当該販売員を業務から外すとともに、必要に応じて営業を停止すること。なお、その場合の出店基本手数料は支払うこと。
- ④ 提供予定の商品が全て売り切れ、営業を中止することがないよう、十分な数量を準備すること。
- ⑤ 出店業者の責による事故やトラブルに対しては出店業者で対応すること。
- ⑥ 荒天等で中止する場合は、当日の午前8時30分までに本協会ホームページで公表する。

### (2) 接客・サービス

- ① スポーツ公園が持つイメージに相応しい、明るい笑顔と真摯な態度で接客すること。
- ② 来園者とのコミュニケーションを大切にすること。
- ③ 出店や販売に関してSNS（Instagram、facebook、X等）やポスター、チラシ等を活用し積極的なPRに努めること。

### (3) 商品

- ① 桜に関連した商品（フード、スイーツ、ドリンク等）を1品以上提供すること。
- ② 販売価格は市場価格を考慮し適正な価格で販売すること。
- ③ 商品の味や見た目を重視し来園者に喜ばれる商品を提供するよう努めること。

### (4) その他

- ① 来園者の満足度向上のため各出店業者全体で協力し合い、「小瀬桜まつり」全体を盛り上げるよう努めること。
- ② その他の記載の無いことは、本協会の指示に従うこと。

## 3 特記事項（重要）

### (1) 販売員の喫煙について

小瀬スポーツ公園は分煙施設であることを理解し、販売員が喫煙する場合は公園内の所定の喫煙場所で喫煙すること。万が一、移動式販売車の車内または周辺で販売員が喫煙していることが発覚した場合は、その時点での喫煙のため販売を停止する。また、喫煙のため販売を停止した旨を来園者及びホームページにて公開し、次年度の出店を認めないものとする。

### (2) 移動式販売車の車外での仕込み、調理について

移動式販売車の車外において仕込み並びに調理は一切禁止する。

ここでの仕込みとは食品の洗浄や細切、調味、整形、下茹で等をいう。調理とは盛り付け、加温、揚げる、焼く、蒸す、燻す、氷を削る、食材に串（割りばし含む）を刺す、チョコや飴等でコーティングする、トッピング、飲み物を注ぐ等をいう。

ここに記載の無い行為については双方で協議し別途指示する。

### (3) 車外での長机の使用について

各出店業者は、食材（商品在庫等）や容器等の保管を目的として、長机を2脚まで使用することができる。使用にあたっては、移動式販売車に近づけて設置し、周囲のエリアを過度に占有しないよう留意すること。なお、食材（商品在庫等）や容器等をブルーシート等により地面に直置きする行為は、衛生上の観点から禁止する。商品陳列用の長机を使用する場合は事前に申請すること。申請と異なる販売実態が確認された場合は是正を命じ、これに従わない場合は出店を取り消すことがある。

### (4) テントの使用について

本イベントは移動式販売車による販売であることから、テントの使用は禁止する。なお、移動式販売車に備え付けられたオーニング（日よけ・雨よけ）については使用することができる。タープを移動式販売車に括り付ける場合は、風で煽られないよう注意し職員に確認を受けること。

### (5) ゴミの廃棄について

各出店業者には本協会がゴミ箱並びに90リットルサイズのゴミ袋（1日5枚）を支給するが、ゴミ箱が満杯になった場合は各業者においてゴミの取りまとめ、ゴミ袋の交換、ゴミコンテナへのゴミ捨てを行うこと。

調理中に出る生ゴミ等については車外に置くことは禁止する。

移動式販売車やゴミ箱周辺については定期的に目を配り、汚れている場合は適宜清掃し常に公園内の美化に努めること。本協会からゴミの処理について繰り返し注意を受けた場合は、営業を一時停止し、清掃完了後に営業再開を指示することがある。日曜日の営業終了後は、ゴミ箱を指示のあった場所へ片付けること。

#### (6) 食品以外の提供

事前に申請の無いメニュー や食品以外の物品（おもちゃ、お面、ライト、くじ等）を販売してはならない。

#### (7) 照明器具の持ち込みについて

夕方以降の営業について売り場の十分な明るさが確保できるよう照明を持ち込み配置すること。

#### (8) 搬入車について

グルメパーク開催中の園内は多くの来園者が訪れ、駐車場も大変混雑することから、各業者1台まで園内への搬入車両の乗り入れ及び駐車を事前の申請により要望できる。園内の駐車場所については別途指示することとし、搬入車両のサイズは普通乗用車程度（ハイエース、軽バン、軽トラック等）とするが、これを超えるサイズの場合は相談すること。事前の申請により認められる場合は「搬入許可証」を交付する。

なお、グルメパークの営業開始時刻30分前まで、及び営業終了後であれば、園内の来園者や周囲の移動式販売車に十分留意した上で、移動式販売車付近への搬入（横付け等）を許可する。グルメパーク営業開始時刻30分前から営業終了時刻の間については、原則として搬入車両の駐車場所から移動式販売車まで台車等を用いて運搬すること。

#### (9) 過度な客引き行為の禁止

来園者及び他の出店業者の迷惑となるおそれがあるため、移動式販売車の前に出て来園者へ声掛けを行う行為その他過度な客引き行為は行わないこと。特に、通路上での呼び込み、他店舗の営業を妨げるような行為、来園者の通行を阻害する行為は一切禁止する。

本協会が過度な客引き行為と判断した場合は、是正を命じ、これに従わない場合は営業の一時停止又は出店を取り消すことがある。

#### (10) 過度な割引販売の禁止

出店者は、他の出店業者との公平性及びグルメパーク全体の秩序維持の観点から、他店舗の販売状況や価格を見ながら意図的に販売価格を引き下げるなど、過度な割引販売を行わないこと。なお、営業終了間際における在庫整理を目的とした合理的な価格調整については、この限りではない。

本協会が過度な割引販売と判断した場合は、是正を命じ、これに従わない場合は営業の一時停止又は出店を取り消すことがある。

### 4 食品衛生管理（HACCP）

- ① 出店業者は、食品衛生法に基づく HACCP に沿った衛生管理を適切に実施すること。
- ② 各出店業者は、自ら作成した衛生管理計画に基づき、原材料の管理、調理工程、温度管理、手洗い、器具の洗浄・消毒等を確実に行うこと。
- ③ 衛生管理の実施状況については、記録を作成し、必要に応じて本協会又は保健所の求めに応じて提示できるようにすること。
- ④ 本協会又は関係機関から衛生管理上の是正指示を受けた場合は、直ちにこれに従うこと。
- ⑤ 重大な衛生上の問題が認められた場合は、本協会の判断により、営業停止又は出店取消しを行うことがある。